

吉岡町  
子ども読書活動推進計画  
(第二次)

令和 5 年 1 月

吉岡町教育委員会

# 吉岡町子ども読書活動推進計画

吉岡町教育委員会

## 第1章 計画の策定について

- (1) 計画策定の目的
- (2) 計画の期間
- (3) 計画の構成

## 第2章 計画推進のための取組について

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 地域における子どもの読書活動の推進  
○町図書館における読書活動の推進
- (3) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (4) 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進
- (5) 読書活動におけるバリアフリーの推進

# 第1章 計画策定について

## (1) 計画策定の目的

子どもの健やかな成長のために、身近な家庭、地域、学校等はもとより、社会全体で子どもの読書活動を推進していくことが、ますます重要となっています。読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことの出来ないものです。

吉岡町子ども読書活動推進計画は、吉岡町のすべての子どもがあらゆる機会、あらゆる場所において自主的に読書活動を行うことが出来るように、「子ども読書活動の推進に関する法律（第9条第2項）」及び「群馬県子ども読書活動推進計画」に基づき策定した計画です。吉岡町における子どもの読書活動の一層の推進を図ることを目的にした施策の方向性や具体的な取組を示しています。

抜粋（「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月12日）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

## (2) 計画の期間

計画期間は、令和5年度（2023）から令和9年度（2027）までの5年間とします。

### (3) 計画の構成

吉岡町では、町の実情を踏まえ、次の五つの取組を通じ、子ども読書活動推進を図ります。

- ① 家庭における子どもの読書活動の推進
- ② 地域における子どもの読書活動の推進
- ③ 学校等における子どもの読書活動の推進
- ④ 関係機関等の連携・協力による子どもの読書活動の推進
- ⑤ 読書活動におけるバリアフリーの推進

## 第2章 計画推進のための取組について

### (1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常生活を通じて形成されるものです。また、家庭は子どもが初めて本と出会う場所でもあります。家庭における読み聞かせなどの読書活動は、家族の触れ合いや親子のコミュニケーションを深めながら、子どもに読書の楽しさを伝える上で重要な役割を担っています。

子どもの発達段階や特性に応じた読書習慣を身に付けることが出来るよう、家庭において子どもと一緒に本を読んだり、一緒に図書館に出かけて本を選んだりするなど、子どもが本に親しむきっかけを作ることが必要です。

また、保護者自身が、本に対して興味関心を持ち、子どもの読書活動の意義とそれを育む家庭の役割や重要性を理解することが大切です。

特に幼児期においては、「親自身が読書する姿を子どもに見せる」「子どもと一緒に図書館に出かける」「いろいろな読み聞かせ会に参加する」など、日常生活を通して、読書が生活の一部として習慣化するように関係機関が連携して子どもの読書活動の機会の提供に努めていきます。

子どもの本に対する興味や関心を引き出せるように働きかけることが大切であると同時に、それに対応できる環境を整備していきます。

#### <具体的な取組>

- ① 幼児期においては、保健センターで行われる10～11カ月児検診時において、ブックスタート事業を活用し、家庭において親子で絵本を開く楽しいひとときを分かち合えるようにすることが望まれます。
- ② 定期的に読書の時間を設けるなどして家庭で読書する習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたこと、考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すことが望まれます。
- ③ ※町図書館においては、パネルシアターや読み聞かせ会など親子が触れ合う機会を提供します。

- ④ 講演会や読書活動普及のためのイベントなど、子どもだけでなく親に対して読書への理解や関心を高める取組を行います。
- ⑤ 子どもや親に関心を持ってもらえるよう、子どもの読書に関する予約や貸し出し図書ランキング等についてブックリストを作成したり、町図書館ウェブページで情報を提供したりします。

※町図書館 吉岡町文化センターの設置及び管理に関する条例（平成6年吉岡町条例第12号）に基づき設置された図書館

## （２） 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するために、いつでも、どこでも、子どもの身近な地域で本と親しむことが出来る環境を整備していきます。

特に、図書館は、子どもが学校以外で多くの本と出会える場所であり、自分の読みたい本を自由に選び、読書の楽しみや、新たな知識・情報を得ることの出来る学びの場でもあります。

### ○ 町図書館における読書活動の推進

町図書館では、専門職員により年齢や目的に応じた図書等を計画的にそろえるとともに、その活用や普及に努めていきます。

また、子どもを取り巻くその時々々の社会環境等を十分認識した上で、子どもや親に対して読書活動の普及や習慣化を推進していきます。

### 〈具体的な取組〉

- ① 子どもの読書意欲を喚起し、図書館に来たくなる、読みたくなるような魅力的な児童図書等を充実させます。
- ② 子どもが安心して自由に読書を楽しめる児童コーナーやスペースなど居場所を作ります。
- ③ 図書館の読み聞かせボランティア団体と連携し、小中学校における読み聞かせなど、読書推進事業を充実させます。
- ④ 子どもたちへ薦めたい図書の展示コーナーを定期的に入れ替え魅力的な図書を充実させます。
- ⑤ 親子が一緒に楽しめる読書に関わる様々なイベントなどを企画・開催します。
- ⑥ 小学生の一日図書館員の募集、中学生の職場体験の受け入れを行い、図書館の仕事に触れ、読書環境に興味や親しみを持つきっかけ作りを行います。
- ⑦ 子どもや親に関心を持ってもらえるよう、子どもの読書に関する記録帳となる「図書館通帳」の活用を薦めるとともに、貸し出し数・予約数ランキング等について町図書館ウェブページに提供します。

### (3) 学校等における子どもの読書活動の推進

子どもが生涯にわたり読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校等においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことが出来るような環境を整備し、適切な支援を行う必要があります。

幼稚園や保育園においては、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることが出来るようなスペースの確保に努めることが大切です。

また、学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であるとともに、読書指導の場としての機能も備えており、子どもが質の高い読書活動を行う機会を提供する場所となり得ることから、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な図書館資料を整備・充実させていくことが大切です。

#### <具体的な取組>

- ① 幼稚園や保育園においては、図書に触れることが出来る図書コーナーの確保と工夫に努めることにより、いつでも絵本や物語に親しめる環境の整備を図ります。
- ② 幼稚園や保育園においては、いろいろなお話と出会えるように町図書館の巡回紙芝居を活用し、読書の楽しさに出会える機会を充実させます。
- ③ 学校においては、図書主任・司書教諭等と学校図書委員会が中心となって、様々な工夫をして主体的な読書活動を推進します。
- ④ 児童生徒の発達段階や特性、興味・関心に応じた図書資料の充実に努めます。
- ⑤ 町図書館の（大型）絵本や紙芝居などの団体貸し出し、他の公立図書館からの相互貸借を活用し、読書環境の充実を図ります。
- ⑥ 図書館を利用した各教科等の調べ学習や読書指導の時間など日々の読書指導を充実させます。
- ⑦ 朝の読書や図書館ボランティア団体と連携した読み聞かせ、推薦図書、不読児童生徒への指導の工夫など、各学校で意図的・計画的な読書指導を推進します。

### (4) 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進

学校図書館や幼稚園・保育園は、施設・資料・運営のさらなる充実のために、図書館と連携・協力することが大切です。

町図書館は、地域・文化の振興や地域の人づくりのために、また将来の利用者を育てる観点から、学校図書館や幼稚園・保育園に対する支援を行うことが必要です。

町図書館や学校図書館は、子どもの読書活動の推進に取り組むボランティア団体との連携を進めることにより、読書活動の推進を図ることが大切です。

## 〈具体的な取組〉

- ① 町図書館と学校図書館が連携・協力を推進し、町図書館からの団体貸し出し制度を活用したり、読書スタンプラリーや読書感想画の展示会を実施したりするなど、子どもの読書環境の向上を図ります。
- ② 町図書館と学校図書館が連携し、子どもの読書活動の推進に取り組むボランティア団体（読み聞かせボランティア等）の協力を得て、朝読書の読み聞かせなどの活動を推進します。
- ③ 町図書館と幼稚園・保育園が連携し、年長児の図書館体験を実施し、園児当人の図書利用カードで貸し出し・返却する体験活動を支援します。
- ④ 町図書館は、学校における調べ学習などに対する資料相談、子どもや教職員の資料の要望に迅速に対応し、子どもの読書活動を支援します。
- ⑤ 町図書館が幼稚園・保育園・児童館に対して、月1回紙芝居等の団体貸し出しを行い、子どもたちが楽しみながらお話を聞く体験を推進します。
- ⑥ 「ブックスタート（10～11カ月幼児）」における選書、幼稚園・保育園・児童館への「巡回紙芝居（団体貸し出し）の読み聞かせ」、年長児の図書の貸し出し・返却を体験する「図書館体験」、小学生の「読書スタンプラリー」へと接続する子どもたちの継続的な読書活動を推進します。

## （5） 読書活動における※バリアフリーの推進

視覚による表現の認識が困難である等の理由により読書活動を進めることが困難な子どもたちに対して、利用しやすい資料や円滑に利用できるように支援の整備・充実を進めます。

### 〈具体的な取組〉

- ① 町図書館においては、施設・設備における利便性が向上するように努めます。
- ② 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入り映像資料等、※アクセシブルな資料の充実を図ります。
- ③ 読書に困難のある子どもがアクセシブルな資料を利用できるよう、県立図書館や県立点字図書館におけるサービス（※サピエ図書館等）の利用を支援します。

※読書バリアフリー法 正式名称「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。読書困難者（＝視覚障害、読字に困難な発達障害、寝たきり、上肢困難等の方）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する法律

※アクセシブルな資料 読書困難者が利用しやすい書籍及びそれらの電子書籍。点字図書、音訳図書等。

※サピエ図書館 視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字データ・デージーデータ等を提供するネットワーク。正式名称「視覚障害者情報総合ネットワーク」